

子育て支援制度

● 有給 ○ 無給 ○ その他



介護支援制度

- 介護休暇①
- 介護休暇②
- 介護休業
- 超過勤務等の制限・免除
- 早出遅出勤務

その他の制度

- 結婚休暇
- エフ休暇
- 時差出勤制度
- フレックスタイム制
- 選択的週休3日制
(フレックスタイム制適用職員に限る)
- 裁量労働制
- テレワーク制度

子育て支援制度

制度	内容	期間、日数	有給/無給	備考
不妊治療に係る休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇*	年5日の範囲内(体外受精や顕微授精のため、頻繁な治療を受ける場合は10日)	有給	*有期雇用の場合、有期雇用職員(長時間)のみ取得可能
妊娠婦等の健康診査	妊娠婦が保健指導又は健康診査を受けるために勤務しないことを承認する制度	妊娠中～産後1年	有給	—
通勤緩和・休息・補食	妊娠の健康保持のため、必要と認められる時間、勤務しないことを承認する制度	妊娠中(通勤に関しては1日1時間を超えない範囲)	有給	—
妊娠婦の超過勤務等の制限	妊娠婦が申し出た場合、時間外・休日・深夜労働が制限・免除される制度	妊娠中～産後1年	—	—
産前・産後休暇	(産前)6週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に取得できる休暇 (産後)女性職員が出産した場合に取得できる休暇	(産前)出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前～出産日 (産後)出産日の翌日から8週間(産後6週間は就業不可)	有給*	*有期雇用職員(短時間)は無給
配偶者の出産休暇	妻(事実婚を含む)の出産に伴い取得できる休暇	職員の妻が出産のため入院する日から出産後2週間を経過するまでの間、2日以内	有給*	*有期雇用職員(短時間)は無給
配偶者の産前産後休暇	妻(事実婚を含む)が出産する場合、定められた期間中、その出産で誕生した子や 小学校就学前の子(妻の子を含む)を養育する職員が取得できる休暇	職員の妻の出産予定日6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から、 子が1歳になるまでの期間中、5日の範囲内	有給*	*有期雇用職員(短時間)は無給
出生時育児休業	男性職員(養子の場合女性を含む)が子を養育するために休業することができる制度	出生後8週間以内のうち4週間までの希望する期間、分割して2回取得可能	無給	—
育児休業	3歳*に満たない子を養育するために休業することができる制度	満3歳*に達するまでの間、希望する期間	無給	*有期雇用職員の場合は、満1歳に達するまで
育児休暇	小学校就学前の子を養育するために取得できる休暇	【育児休暇1】小学校就学までの間、始業時刻の直後または終業時刻の直前に、 1日につき2時間を超えない範囲内。30分間を単位とする 【育児休暇2】小学校就学までの間、年度内10日を超えない範囲内。1日または30分を単位とする。	無給	*育児休暇2は、始業時刻の直後または終業時刻の 直前に限らない。1日単位での取得も可能
保育休暇	3歳に満たない子を養育するために必要と認められる場合に取得できる休暇	満3歳に達するまでの間、1日2回それぞれ30分以内	有給	—
看護等休暇	小学校3年生までの子を養育する職員で、病気の看護、予防接種、 健診、卒業・入学式典に参加する場合取得できる休暇	小学校3年生まで、年5日以内(対象年齢の子が2人以上の場合は10日以内)	有給*	*有期雇用職員(短時間)は無給
超過勤務等の制限・免除	小学校就学前の子を養育する職員が申し出た場合、時間外・休日・深夜労働が制限・免除される制度	小学校就学までの間	—	—
早出遅出勤務	小学校就学前の子を養育するために申し出た場合、始業・就業時間を変更することができる制度	小学校就学までの間(健全育成上の世話を必要とする場合は小学6年生まで)	—	—
ベビーシッター支援制度	就労時に必要と認められ、登録事業者によるベビーシッターを利用する場合、割引券を支給する制度	小学3年生まで(健全育成上の世話を必要とする場合は小学6年生まで)	—	—
一時預かり保育	子を養育する職員が機構の業務として学会の活動に参加し、託児室を利用した場合、利用料金を助成する制度	小学校就学までの間	—	—

介護支援制度

制度	内容	期間、日数	有給/無給	備考
介護休暇①	要介護者の介護、通院等の付添い、手続の代行その他必要な世話をを行う場合、取得できる休暇	年5日以内(要介護状態にある者が2人以上いる場合は10日以内)	有給*	*有期雇用職員(短時間)は無給
介護休暇②	対象家族を介護するために、1日の労働時間の一部について休暇を取得することができる制度	1時間を単位とし、1日を通じ始業または終業まで連続した4時間の範囲内	無給	—
介護休業	要介護状態にある者の介護をする職員が休業することができる制度	1日を単位とし、6か月の期間内*	無給	*有期雇用職員は通算して93日までの期間
超過勤務等の制限・免除	要介護状態の対象家族を持つ職員が申し出た場合、時間外・休日・深夜労働が制限・免除される制度	—	—	—
早出遅出勤務	要介護状態にある者を介護するために申し出た場合、始業・就業時間を変更することができる制度	—	—	—

その他の支援制度

制度	内容	期間、日数	有給/無給	備考
結婚休暇	結婚式、旅行、その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため取得できる休暇*	連続5日の範囲内、結婚5日前から1年以内	有給	*有期雇用の場合、有期雇用職員(長時間)のみ取得可能
エフ休暇	女性職員で、生理日の就業が著しく困難であるとき取得できる休暇	必要と認められる最小限の期間。ただし、1回の生理につき3日目以降は無給	有給	—
時差出勤制度	所属長の承認を受けた場合、始業時刻および就業時刻を変更できる制度(所定労働時間は変わらない)*	標準勤務(8時30分から17時)から始業時刻:10時30分 終業時刻:19時まで、30分単位	—	*有期雇用の場合、有期雇用職員(長時間)のみ適用
フレックスタイム制	5時から22時の範囲内において、最低労働時間を1日2時間とし、始業および終業時刻を職員の決定に委ねることができる制度(許可を受けた職員が対象)	—	—	—
選択的週休3日制 (フレックスタイム制適用職員に限る)	土日祝日以外の日に、休暇を使用せずに労働しない日を設けることができる制度 (給与の減額はなく、1か月間の総労働時間は変わらない。)	労働しない日の設定は1週間に1日まで。	—	—
裁量労働制	5時から22時の範囲内において、最低労働時間を1日1時間とし、業務遂行の手段及び時間配分について職員の裁量に委ねることができる制度(一部の雇用形態かつ許可を受けた職員が対象)	—	—	専ら研究業務に従事している者であることが必要
テレワーク制度	自宅や自宅以外から業務を実施することができる制度(事前の許可を受けた職員が対象)	日数の上限は設けていない	—	—